

質疑(応答記録)

公告No. : No. 58

公告日 : 令和 4年 5月 18日

工事名(件名) : 四日市ドームエレベータ更新工事

整理番号	質疑事項	回答
1	現場事務所・作業員詰所として建物内の部屋の借用は可能でしょうか。又、施設内のトイレ使用は可能でしょうか。	現場事務所・作業員詰所の借用は不可とする。 施設内のトイレ使用は施設管理者の承認の上、使用可とする。
2	撤去工事の際、昇降路機器及び機械室等にアスベストが含まれていた場合、その調査、アスベスト封じ込め・除去作業は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本工事とする。 ただし、昇降路及び機械室にアスベスト含有材はありません。
3	昇降機計画通知申請時に建物側の構造検討(ピット部構造検討他)を求められた場合、その検討区分は別途と考えてよろしいでしょうか。又、ピット補強等が必要となった場合も別途工事と考えてよろしいでしょうか。	設計図(EV-7,EV-8,EV-10,EV-11)の反力を超える場合は検討を行い、その結果ピット補強等が必要となった場合は本工事に含むものとする。
4	乗場扉に遮煙性能は不要と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。

質疑(応答記録)

公告No. : No. 58

公告日 : 令和 4年 5月 18日

工事名(件名) : 四日市ドームエレベータ更新工事

整理番号	質疑事項	回答
5	エレベーター仕様内の電動機出力はメーカー標準としてよろしいでしょうか。	承諾図により承認とする。
6	エレベーター仕様内のローラーガイド(かご、おもり)を、メーカー標準(スライディングガイドシュー)としてよろしいでしょうか。	承諾図により承認とする。
7	電源設備 建屋側MCCB 50Aを60Aに変更可能でしょうか。	よろしい。ただし、設計変更の対象としません。
8	ホールランタン(既設品)の仕様をご教示願います。	設計図(EV-06,EV-09)のとおりです。

質疑(応答記録)

公告No. : No. 58

公告日 : 令和 4年 5月 18日

工事名(件名) : 四日市ドームエレベータ更新工事

整理番号	質疑事項	回答
9	三方枠・乗場敷居が既設使用となっておりますが、新設エレベーター設置の為、既設三方枠の後ろにステンレス製の小枠(継ぎ足し枠)を追加取付してもよろしいでしょうか。	承諾図により承認とする。
10	無償保守期間は3か月でよろしいでしょうか。	無償保守期間はメーカー標準で可とする。
11	監督員による製品立会検査(工場検査)は実施致しますか。	実施しません。
12	コリンズ登録における従事期間は現場工事着手予定日から竣工日までの期間でよろしいでしょうか。	契約日から工期末までとする。

質疑(応答記録)

公告No. : No. 58

公告日 : 令和 4年 5月 18日

工事名(件名) : 四日市ドームエレベータ更新工事

整理番号	質疑事項	回答
13	配置する予定技術者は、工場製作期間中の現場常駐は不要との解釈でよろしいでしょうか。	現場常駐については、お見込みのとおりです。
14	資材置場は、契約締結後の打合せにより変更することは可能でしょうか。	施設管理者との協議とする。
15	エレベータ2基のうち1基稼働していれば平日及び土日祝日いずれも施工可能と解釈してよろしいでしょうか。	よろしい。ただし、施設の運営状況によるため、事前に施設管理者の承諾を得ること。